

金融庁及び日本銀行による今後のLIBOR移行対応 に関する通知の公表について

3月5日、英国金融行為規制機構（以下、「FCA」という。）は、日本円LIBORの一部のテナー（1か月、3か月、6か月）については、2022年1月以降の1年間に限り、現行のパネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出する方法を変更し、市場データを用いて算出する擬似的なLIBOR（以下、「シンセティックLIBOR」という。）を構築するための権限を行使することについて市中協議を行う意図を表明しました。

上記を踏まえ、3月8日、金融庁及び日本銀行は、「LIBORの公表停止時期の公表及びシンセティック円LIBOR構築に関連する意図表明を受けての今後の対応について」を公表¹しています。

FCAによる、シンセティック円LIBOR構築に関連する意図表明は、2月3日に検討委員会が発出したコメントレター²の趣旨に沿った対応であり、FCAに対して感謝の意を表します。

また、金融庁及び日本銀行より、今後のLIBORからの移行対応及びシンセテ

¹（金融庁）<https://www.fsa.go.jp/policy/libor/syntheticlibor202102.pdf>
（日本銀行）https://www.boj.or.jp/announcements/release_2021/data/rel210308a.pdf

² https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmtc/cmt210203c.htm/

イック円 LIBOR に対する考え方が早期に明確化されたことは、本邦における LIBOR の秩序ある移行対応を後押しするものであり、検討委員会として、本通知の公表を歓迎・支持します。

検討委員会は、本通知に示された内容を前提として、今後、移行対応が本格化していく中で、一部の既存契約・取引において、やむを得ず移行対応が遅延するリスクや不確実性について、幅広い市場参加者と密接に協力しつつ、議論を深めるとともに、LIBOR の秩序ある移行対応を後押ししていきます。

以 上